

調布市表彰条例施行規則による表彰選考基準

区分	功労	内容	基準	資格年数 (以上)
I 市民表彰	1 産業経済功労	産業及び経済の振興に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 商工会役員 (2) 観光協会役員 (3) 勤労者互助会役員 (4) 特許、実用新案等として登録された優秀な発明又は考案、若しくは品種改良により、産業の発展に尽力した者 (5) その他産業経済の発展に尽力した者	10 10 10 — 10
	2 税務功労	税務事業の振興に尽力し、その功績が顕著なもの		10
	3 都市整備功労	土木及び建設事業の振興に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 市が発注した請負工事の成績が優秀である者 (2) その他土木及び建設事業の振興に尽力した者	— 10
	4 保健衛生功労	厚生及び保健衛生の振興に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 調布市医師会役員 (2) 調布市歯科医師会役員 (3) 調布市薬剤師会役員 (4) その他保健衛生の発展に尽力した者	10 10 10 10
	5 防災功労	風水害、火災等の防護等に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 防災に関する協定を締結かつ市の訓練に協力したもの (2) その他防災活動に尽力した者	10 10
	6 地域福祉功労	地域活動を通して公益の増進に貢献し、その功績が顕著なもの	(1) 自治会長 (2) 自治連合会長 (3) 自治会連合協議会長 (4) その他地域福祉の発展に尽力した者	10 10 10 10
	7 社会福祉功労	社会福祉事業の発展に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 遺族厚生会役員 (2) 日本赤十字奉仕団員 (3) 社会福祉施設の長 (4) 社会福祉団体の長 (5) 老人クラブ会長又は老人クラブ連合会長 (6) 民生委員・児童委員 (7) 保護司 (8) その他社会福祉事業の発展に尽力した者	10 10 10 10 10 10 10 10
	8 学校教育功労	教育、科学及び学術の振興に尽力し、その功績が顕著なもの	(1) 私立学校、専修学校及び各種学校の理事長、校長又は園長 (2) その他学校教育の振興に尽力した者	10 10
	9 社会教育功労		(1) 社会教育関係団体の長 (2) 図書館活動に尽力した者 (3) その他社会教育の振興に尽力した者	10 10 10
	10 青少年育成功労		(1) 健全育成推進委員 (2) その他青少年育成の振興に尽力した者	10 10
	11 科学・技術功労		(1) 学術に関し、その功績が顕著である者 (2) その他科学及び技術の振興に尽力した者	— 10
	12 技能功労	技能、技術をもって社会的、経済的地位と技能水準の向上を図り、その功績が顕著なもの	(1) 植木職 (2) 左官 (3) 製靴師 (4) 製菓技術師 (5) 石工 (6) 畳職 (7) 建具職 (8) 大工 (9) 調理人 (10) 電気工事士 (11) 時計修理技術者 (12) 塗装工 (13) とび職 (14) 配管工 (15) マッサージ師 (16) 板金工 (17) 美容師 (18) 理容師 (19) 屋根職 (20) 洋服仕立職 (21) 和服仕立職 (22) 土木・舗装作業 (23) クリーニング工 (24) その他市長が適当と認めた職種	30年以上その職にあり、経験年数のうち15年以上を市内でその職業に従事していること。
	13 生活文化功労	文化及びスポーツの分野での業績が顕著で、広く市民に敬愛され市の名を高めたもの	(1) 消費者団体連合会役員 (2) 文化協会役員及び文化協会加盟団体の長 (3) その他文化の振興に尽力した者	
	14 伝統文化功労		(1) 郷土の文化の保存及び普及に努めた者 (2) その他文化財の保存及び保護思想の普及に努めた者	
	15 芸術文化功労		(1) 国内外の権威ある賞を受賞した者 (2) 権威ある国際大会、国内大会のコンクールで入賞した者 (3) その他芸術文化活動を通じて、その振興及び普及に努めた者	
				10

調布市表彰条例施行規則による表彰選考基準

区分	功勞	内容	基準	資格年数 (以上)
	16 スポーツ功勞		(1) 体育関係団体の長	10
			(2) 国際大会において入賞した者	—
			(3) 全日本大会において優勝した者	—
			(4) 世界新記録又は日本新記録を樹立した者	—
			(5) その他スポーツ活動を通じて、広く市民から敬愛された者	10
	17 環境保全功勞	環境保全活動に尽力し、その功績の顕著なもの	(1) 生物多様性保全のための活動に尽力した者	10
			(2) 地域の清掃活動に尽力した者	10
			(3) 緑と花の祭典実行委員会委員	10
			(4) 地球温暖化対策に尽力した者	10
			(5) 環境教育・環境学習の推進に尽力した者	10
			(6) その他環境保全活動に尽力した者	10
	18 防犯・交通安全功勞	防犯、交通安全対策により、市民の安全に貢献し、その功績の顕著なもの	(1) 防犯協会役員	10
			(2) 交通安全協会役員	10
			(3) その他交通安全又は犯罪防止活動に尽力した者	10
	19 篤行	市民の模範となる善行を行ったもの又は善行により市民の福利増進に多大な貢献をしたもの	(1) 自己の危険をかえりみず人命を救助した者又は災害を最小限にくい止めた者	—
			(2) 所有地を自転車置場、公遊園等の公共施設として提供した者	10
			(3) 市の公益のために30万円以上の寄附をした者及び100万円以上の寄附した法人又は団体	—
			(4) 継続的に寄附し、個人にあたっては100万円に、法人又は団体にあつては300万円に達したもの	—
			(5) その他篤行となる行為をしたもの	10
	20 特別功勞	第1項から第19項までに掲げるもののほか、市民生活及び市政に対しその功績が卓越したもので、市長が特に認めるもの		—
Ⅱ 自治表彰	1 特別職功勞	市の特別職等の職員としての功績のあったもの	(1) 市長としてその職にあった者	4
			(2) 副市長、教育長及び常勤の監査委員としてその職にあった者	4
			(3) 市議会議員としてその職にあった者	4
			(4) 消防団長及び副団長であった者	4
			(5) 教育委員会委員、農業委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会委員及び識見を有する者のうちから選任された監査委員であった者	8
			(6) 消防団分団長であった者	10
			(7) その他の特別職の職員及びこれに準ずる職にあった者	10
	2 一般職功勞	市の職員等として功績のあったもの	職務の遂行について特別な努力をし、市政の進展に多大な功績のあったもの	—